

博士論文の要約／Summary of Doctoral Dissertation

氏 名 佐々木 優香

Name

学 位 論 文 題 目 移民の社会統合に関する研究：移民第二世代の母語・継承語教育をめぐる日本とドイツの事例を中心に

Title

全文を公表できない理由 論文全体を書籍として出版するため

Reasons why the full text of my dissertation cannot be disclosed on the Internet

書 名 （ 雑 誌 名 ） 移民第二世代の社会統合

－日本とドイツの母語・継承語教育から考える－（仮）

Name of magazines/journals

出 版 社 名 明石書店

Name of the publishers

発 行 予 定 日 2025年1月を予定

Estimated date of issues/publications

1. はじめに

本論文では、移民第二世代に対する母語・継承語教育の展開や課題を明らかにすることをとおして、移民の社会統合におけるホスト社会の変容を捉える視点について検討している。特に、日本とドイツを事例として取り上げ、両国での移民の社会統合を、政策的観点から考察するとともに、ホスト社会における移民第二世代の言語教育的側面、なかでも母語・継承語教育の展開、現状、課題という視点から実践レベルでも明らかにしている。

本研究では移民の社会統合を主要概念に位置づけており、この社会統合の検討において日本とドイツを対置して議論する意義として、第一に血縁を重視する国家基盤をあげている。カースルズとミラー（2009）によれば、日本とドイツは血統主義を重視した国家形成を行ってきた歴史から、今日に至っても同じ血縁や共通の文化、言語をもつエスニシティを尊重するがゆえに、自らとは異なる存在を受容することが困難であると言われてきた。第二に、ドイツの社会統合政策と日本の多文化共生施策には共通点が少なくいことを指摘している。

また、日本とドイツにおける移民の社会統合にとって最も重視されている「移民とホスト社会の双方向的な変容」に着目している。社会統合が移民とホスト社会の双方向的な変容を志向する以上、移民とホスト社会の両者が交差するところにある母語・継承語教育は、社会統合を考えるうえで欠かせざる研究対象である。

本研究では諸外国における同化理論と統合理論を基盤としている。古典的な同化理論では、ホスト社会の言語を習得し、文化や規範を理解し、そのように振る舞うことが求められる一方で、移民の母語や母文化は最終的には消滅すると考えられてきた。このような移民の

言語、文化、アイデンティティを無視する考え方は批判にさらされ、1990年代には移住者の努力だけでなく、ホスト社会の受け入れ態勢などが移民の社会統合に影響を及ぼすとする「新しい同化理論」や「分節化された同化」が提唱された。特に、ポルテスとルンバウト（2001）やエッサー（2001）の研究では、移民第二世代の存在も考慮したうえで、個人のホスト社会への適応を検討する視点だけでなく、ホスト社会の編入様式や諸制度が移民の社会統合に及ぼす影響についても含意している。しかしながら、これらの先行研究では、ホスト社会が、いかに変容しているかについては具体的な研究がなされておらず、くわえて、ホスト社会の変容がいかに捉えうるかについても言及されていない。また、移民の社会統合理論でのホスト社会の言語習得と母語・継承語教育の位置づけに関して、移民第二世代は第一世代とは異なる課題が指摘される。すなわち、親子間のコミュニケーションや、アイデンティティに影響を及ぼす母語・継承語の役割である。先行研究では、母語とホスト社会の言語に堪能であることは、良好なホスト社会への適応に寄与するとされているが、そのためにホスト社会がいかに多言語性の価値を認め、移民の背景をもつ人々の母語・継承語に対する認識を変化させていくかを捉えることに意義がある。

先行研究の課題を踏まえ本研究では、ホスト社会の変容を提示するために、母語・継承語教育に着目し、以下の三つの研究課題を据えている。第一に、日独両国の移民受け入れ社会としての政策的な変遷を把握することである。第二に、母語・継承語教育をめぐる両国の理念、そしてそれらを後押しする法的・制度的展開を整理、考察することである。第三に、こうした両国の社会統合をめぐる基本的文脈の理解のうえに、現場レベルでの実践を分析し、実践上の到達点と課題を抽出することである。

2. 研究対象と研究方法

本研究では、日本とドイツでの移民第二世代の母語・継承語教育をめぐる法制度と、当事者が置かれた状況や、かれらの意見を分析の対象としている。とりわけ事例研究として、日本における日系ブラジル人、ドイツにおけるロシア・ドイツ人を対象に選定している。血縁を根拠として移住し、かつ両国で大きなコミュニティを形成する両移住者集団に限定して調査することで、当事者が直面する課題を具体化して検討することをねらいとしている。つまり、この両グループ自体を比較することは本研究の目的ではなく、あくまで、現場での実践や当事者の声をより詳細に理解するために、対象とする集団を絞っている。

先述の研究課題に対して用いる研究方法は、移民統合政策、言語政策、教育政策を中心とする政策文書などの一次資料の分析と、質的分析を中心とするインタビュー調査およびアンケート調査である。また、社会統合における母語・継承語教育の実態を明らかにするため、日本とドイツにおいて複数の現地調査を実施している。ドイツでは第一に、出自言語授業としてロシア語授業を行う二つの学校へ訪問し、ロシア語教師への聞き取り調査と、ロシア語授業に参加する生徒へインタビュー調査を行った。第二に、ロシア・ドイツ人が多く在籍する総合制学校において、旧ソ連諸国に出自をもつ生徒を対象とし、家庭での言語使用状況とロシア語学習に関するインタビュー調査を実施した。第三に、ロシア・ドイツ人コミュニティが開催する親子セミナーでの参与観察、および保護者に対して子どものロシア語学習に対する考えについてインタビュー調査を行った。

他方、日本では第一に、ブラジル人家庭の親子間コミュニケーションと言語使用に関するアンケート調査を実施した。アンケート用紙は小学校6校、中学校4校で計97部配布し、

回答率は64% (n=62) であった。第二に、このアンケート調査の結果を踏まえて、ブラジル人学校での聞き取り調査を実施した。アンケート調査結果からは、ポルトガル語学習の場として、ブラジル人学校をあげる回答が散見されたため、ブラジル人学校から公立学校への編入状況や週末のポルトガル語教室について聞き取りを行った。

3. 本論文の構成

序章では、研究の背景、研究目的、用語の確認を行ったうえで、研究課題と研究方法、および分析の対象について記している。第1章では、先行研究の検討を通じて本研究の位置づけを明示している。具体的には、同化や統合をめぐる議論の系譜を理解し、それらが日本とドイツのそれぞれの社会で、いかに受容されていったのかを把握している。くわえて、移民第二世代の言語習得に関して、ポルテスとルンバウト (2001) による分節化された同化理論によれば、親がホスト社会の言語を習得することができない一方で、子どもが学校でホスト社会言語を習得していくことで、不協和型文化変容の可能性が高まるとされる。この分節化された同化のプロセスモデルを踏まえ、本章では親子間に感情的な疎隔が生じ親の権威が弱まる、親子の役割逆転の危険性に言及している。

その後は、第2章と第3章でドイツの事例を、第4章と第5章で日本の事例を取り上げている。第2章では、ドイツが移民国家へと政策的パラダイム転換をはかった道程を明らかにするため、実質的な移民の増加と社会背景の要因を踏まえた考察を行っている。第3章では、ドイツの言語教育支援に着目している。外国人労働者の家族呼び寄せに伴い、外国人の子どもが増加した1970年代から、教育現場における外国人の子どもの教育、ならびにドイツ語習得が、いかなる目標をもって進められてきたのかを検討している。同時に、公教育の場で実践されていた母語教育の根拠と、それにまつわる議論を整理している。続いて、ノルトライン・ヴェストファーレン州を事例として、出自言語授業の展開とロシア語授業の実施状況について現地調査をもとに明らかにしている。

第4章では、日本社会において多文化共生が要請された背景を、外国人の受け入れと定住化に関する統計データや先行研究を用いて記述している。その後、日系ブラジル人の増加とかれらの子どもの教育に焦点を当て、日系ブラジル人第二世代に対する教育の現状と課題について記している。第5章では、日本における母語・継承語教育の現状と課題について、歴史的背景にくわえ、日系ブラジル人家族の言語使用をもとに検討している。日本では未だ体系的な母語・継承語教育が導入されていない状況に鑑み、まずは移民の背景をもつ家庭での言語使用状況を明らかにしている。具体的には、ブラジル人親子を対象としたアンケート調査を実施し、家庭内での言語使用状況、ポルトガル語継承に対する意識のほか、親の就労状況、日本語能力などの結果をもとに、在日ブラジル人のポルトガル語教育の現状を明らかにしている。

終章では、研究課題に対する議論を総括したうえで、ホスト社会側と移民側の双方の変化について、日本とドイツにおける言語教育的側面に着目し、二つの事例をもとにした考察によって得られた知見を示している。最後に、移民の社会統合における双方向性に関して、ホスト社会の変容を捉える視点を提示し、日本における母語・継承語教育の展開に対して本研究から得られる示唆についてまとめている。

4. 各研究課題に対する論点

4.1. 移民受け入れと政策的・実践的な展開

第2章と第4章では、日本とドイツそれぞれの移民受け入れの諸相と社会統合政策・施策を整理したのち、移民の子どもの教育現場での諸問題とその支援策を確認している。2000年代以降、ようやく自国を移民国として認識し、政策的転換を図ったドイツでは、2001年の国籍法の改正と2005年の移住法制定がその大きな転換点となった。この時のパラダイム転換の鍵となるのが、移住者を外国人ではなく移民として捉え、かつ移民の多様な背景を可視化し、現状を正しく把握する統計調査などの導入である。また、これまで外国人政策と呼ばれ、複数の省庁にまたがって対応されていた外国人問題であったが、連邦移民難民庁の発足によって、移民問題のみを扱う担当庁ができた。これは、その後の移民政策を左右する動きであったと言える。くわえて、ドイツが移民の社会統合について活発に議論するようになった背景には、ガストアルバイターをはじめ、難民やアウスジードラーといった多様な移住者の存在があげられる。なかでも、血統や民族を重視するドイツにおいて、ドイツ系でありながらドイツ語やドイツ文化を十分に身につけていないアウスジードラーの大量流入は、ドイツ社会で悩ましい存在であった。

ドイツでの移民の社会統合のなかで重要視されたのが、ドイツ語の習得である。2006年から開催されている統合サミットでは、ドイツで教育や職業訓練を受けるために必要なドイツ語の習得が、主要な目標として掲げられている。この目標を果たすために、ドイツ社会からの働きかけとして統合コースが各地に設置され、新規の移住者のみならず、移民の背景をもつ人々がドイツ語を学ぶ場、そしてドイツで生活するうえで必要な知識や情報を得られる機会が保障されたと言える。

つづいて、移民の子どもの教育的課題に対する支援策について記述している。1980年代には既に、教育現場での移民の子どもの受け入れが課題として認識されていた。その当時は「外国人教育」「補償教育」「同化教育」といった枠組みのなかで、移民の子どもの教育支援が施されていた。ただし、こうした教育では移民の子どもの不十分なドイツ語能力や、ドイツ的な振舞いができないという点を「欠損」と捉える見方があり、1970年代ではこうした見方が批判的に捉えられるようになった。近年では、ドイツ語が不十分な移民の背景をもつ子どもに向けたドイツ語学習機会がドイツ全土で充実し、就学前の言語発達調査が導入されるなど、早期の段階から移民の背景の有無にかかわらず、子どものドイツ語能力向上に向けた取り組みが徹底されようとしている。すなわち、移民の背景をもつ子どもがドイツで学校的な成功を修めるためには、やはりドイツ語習得が第一条件であり、移民の背景の有無にかかわらず、子どものドイツ語能力を高めることが共通の課題として認識されていることが分かる。ドイツ社会側においては、早期の言語発達評価や必要に応じたドイツ語支援を提供するなど、政策的な変容がみられる。

一方の日本では、1980年代以降、ニューカマーと呼ばれる就労を目的とする外国人の存在が顕著となった。今ではかれらの子どもが日本で誕生している。移民の子どもの教育をめぐるのは、2000年代以降に構造的な学歴格差が問題視された。とりわけ、今なお指摘され続けている、外国籍保持者には教育義務が課されていないことによる外国人の子どもの不就学については、批判的な議論が交わされ、対応策として、地域による草の根の支援が充実化している。また、不十分な日本語能力や、日本の学校文化への不理解、いじめの問題などさまざまな理由から、公立学校での生活に馴染むことが難しい子ども、またその親にとって

外国人学校は重要な役割を担ってきたと言える。このような状況が、今日の移民の子どもの学習支援や母語・継承語教育の様相に少なからぬ影響を及ぼしている。

こうしてみると、日本での移民の子どもに向けた言語・教育支援は、ドイツと比較すると立ち遅れているようにも捉えられるが、実際には草の根の活動や、現場での意識、ならびに実践には進展がある。こうした取り組みを促進し、下支えする政府組織や法律として、2006年の総務省による「多文化共生」や2019年の文化庁による「日本語教育の推進に関する法律」の制定は移民の社会統合に向けた一歩であったと言える。

とりわけ日本語教育の推進に関する法律は、移民の社会統合を見据えた言語学習に言及する、新たな公的指針でもある。ただし、日本語教育を出発点として移民の社会統合を捉えようとする日本社会の姿勢には注意が必要であり、同法において、移民の母語や母文化は二次的な要素に留まってしまふことを本研究では指摘している。

4.2. 母語・継承語教育の現状と課題

ドイツでは定住化が進む移民の背景をもつ人々の現状に則し、母語教育に関しては、1970年代にその継続の有無が議論された。結果として州ごとに対応は異なるものの、多くの州で継続されている。ここでの母語教育が今日の出自言語授業へと発展した背景には、従来の帰国のための母語教育ではなく、移民の背景をもつ児童生徒のドイツ語習得を強化することや、ノルトライン・ヴェストファーレン州の国際化などの理由があげられる。また、その背後には欧州評議会による複言語・複文化主義や、2012年に制定された「参加と統合に関する法律」のなかで明記される「自然な多言語能力」という概念がある。今日では出自言語授業を正規の言語科目として受講したり、第二外国語科目の枠組みで履修することができ、かつ出自言語授業の成績を参照する制度的仕組みが整備されている。くわえて、ドイツの大学入学資格を兼ねる高校卒業資格である、アビトゥア試験の科目として出自言語が選択可能となる学校も増加している。このことから、出自言語を学ぶ理由や目的として、学習者が家族的な意義に留まらず、能力的な意義を見出していることが調査から明らかとなった。このように、言語能力の一つとして他者から出自言語能力を認められる機会は、母語・継承語を継続的に学ぶ動機として有効的に機能している様子がうかがえる。

一方で、本研究では移民第二世代のなかでも母語・継承語の非学習者の存在にも目を向けている。調査対象である旧ソ連に出自をもつ移民第二世代のなかには、ロシア語圏に出自をもち、家庭内でもロシア語を耳にする者であっても、必ずしもロシア語学習に方向づけられないケースがあることが分かった。かれらは、家庭内や学校でもドイツ語を第一言語としているため、ロシア語能力の保持・向上に対する意義を見出しにくい状況がある。ロシア語学習者と非学習者の相違点に着目すると、この両者のあいだでロシア語に対する意識の大きな違いがある。この意識の違いとは、両親のドイツ語能力、親の意向、居住地域にロシア語クラスを設けている学校があるか否かといった要因に依拠している。また、アウスジードラーという歴史的な観点からは、アウスジードラーの背景をもつ親世代のドイツ滞在期間が比較的長く、ドイツで生活するにあたって十分なドイツ語能力を身につけていることが特徴である。

ドイツでの現地調査からは以下の点が明らかとなった。出自言語の継続的な学習は、他者からの関心や承認があってこそ実現しうる。移民第二世代の出自言語は、ドイツ語を中心とする社会のなかでは、特に高学年になると、その学習意義が低下してしまうと言われる。こうした状況に対して、能力的な意義を見出せることは、出自言語学習の意義づけに貢献して

いると考えられる。ここでの能力的な意義とは、単に言語能力をツールとして用いるための道具的な意義を指しているのではない。つまり、ホスト社会が母語・継承語教育を戦略的に公教育に取り込んでいった結果として生じる意義づけであると言える。

しかし、こうした能力的な意義と平行して、家族的な意義づけが行われなければ、継続的な言語学習へは繋がらない。特に、ドイツで生まれ育つ移民第二世代が増加するなかで、両親の出身国の言語や文化を感じる機会は限られている。また、自身の出自と生まれ育つドイツ社会とのあいだのアイデンティティの葛藤が生じる場合もある。このような葛藤のなかで、自身が置かれた状況を移民の歴史から理解したうえで言語を保持していくという面でも、ドイツの出自言語授業やエスニック・コミュニティでの活動は貴重な場となる。これらを踏まえ、出自言語を学ぶ／学ばないという選択は、個人やその家族の意向が尊重されるべきであり、学ぶという選択をした者に対して、学習環境の整備を行うことが社会統合においてホスト社会が果たすべき責務であると言える。

日本では、母語・継承語教育がさまざまな歴史的な文脈のなかで実践されてきた点について、第5章で整理している。具体的には、日本では母語教育が同和教育や在日韓国・朝鮮人に対する民族教育という文脈で展開されてきており、当時の教育における母語・母文化の位置づけとは、帰属意識やアイデンティティの涵養という意味づけが大きく、帰国を目的の一つに据える今日的な母語・継承語教育とはその性質が異なっていた。他方、1990年代以降は外国人学校や個人で行う母語教室がその役割を強めた。特にニューカマーを対象とする外国人学校は、帰国後の教育接続を学習目的の中心に据えており、必然的ないし戦略的に母語教育に注力している。一方で、外国人学校や母語教室は、託児所や補習塾のような多様な役割を担ってきたことも事実である。なかには出身国の学校の修了資格認定試験の準備クラスなども存在しているが、言語能力の向上のみならず、居場所としての役割をも果たしてきたと言える。

同章では、近年日本で普及する母語・継承語教育に関して、日本語指導を必要とする児童生徒に対する日本語支援が中心的な課題に据えられ、公立学校における母語学習が「教科学習の母語による補助」や「日本語習得の手段」に留まっている点を課題として指摘している。つまり、移民第二世代の日本語能力のみを高めようとする動きは、家庭内での親子間コミュニケーションの断絶を招き、ポルトスとルンバウト（2001）の類型に当てはめれば、移民第二世代が不協和型文化変容に陥りかねないことを主張している。

4.3. 日独の共通点と相違点

以上の日本とドイツにおける議論を踏まえ、両国の共通点と相違点についてまとめている。まず、共通点については、既述のとおり両国の移民に対する基本的な姿勢があげられる。すなわち、日本とドイツは共に移住者をいつかは帰国する者と捉え、2000年代までは場当たりの対応を取ってきた。実質的な移民を「外国人」として捉える見方は、両国での政策的展開を遅らせる要因となった。そして、血統主義を基本とする国民概念は、移民の受け入れ政策はもとより、受け入れ後の統合のあり方にも影響を及ぼした。たとえば、受け入れにおいては本研究で事例対象とした日本の日系ブラジル人と、ドイツのアウスジードラーの受け入れ政策において、血縁が第一の根拠とされた点からは、両国における国家形成の共通基盤が看取できる。こうした前提のもと移民の社会統合に視点を移すと、血統主義的な意識が移民の社会統合を困難なものにしたとも言える。これは、移民第二世代が親の移住先で出生し、その国の言語や生活様式を身につけていても、容易には国籍を取得できないことに表

れている。くわえて、両国の社会統合において最も重視されているのは、ホスト社会の言語習得であると言える。

このような共通性にもかかわらず、政策・実践レベルでは両国の対応に相違が見られ、そうした違いは、両国の外国人教育をめぐる視点や、移民の子どもの教育を担う組織構成に表れている。前者に関してドイツでは当初、外国人教育の枠組みのなかで移民の子どもの不十分なドイツ語能力を補うための教育が行われてきた。しかし、1960年代には外国籍の子どもにも就学義務が課され、母語や母文化も考慮されるようになったことが、その後の教育実践に影響をもたらした。一方の日本では、今日においてもなお、移民の背景をもつ子どもの教育のみならず、コミュニケーションや生活のための情報収集など、移民の背景をもつ人々に対する総合的対応策が「支援」として位置づけられている点を問題として指摘している。

後者の移民の子どもの教育に関して、ドイツは1990年代まで日本と同様に、外国人に関する事項は複数の省庁にまたがって扱われてきた。だが、2000年代に連邦移民難民庁が発足したことで、この問題について包括的に扱う専門の組織ができた点が、移民の社会統合に向けた状況把握、施策の策定、評価の点で大きな前進となった。一方の日本では、移民の背景をもつ人々に関わる事項について扱う際、異なる省庁が携わっており、包括的な組織が未だ存在しない点でドイツと異なる。ただし、まったく発展を見せていないわけではなく、2019年には外国人の受け入れと送り出しを担当している法務省出入国管理局が、出入国管理庁へと格上げされた。また、同年6月には日本語教育の推進に関する法律が公布・制定されるなどの動きもある。

とはいえ、こうした移民の社会統合を担う母体の相違が、移民の社会統合の方向性を決定していると考えられる。つまり、ドイツでは移民の社会統合を言語・教育・就労・社会福祉などさまざまな局面で捉えているのに対して、日本では移民の社会統合が日本語教育を中心に展開されていると指摘できる。こうした違いが、本研究で焦点を当てた母語・継承語教育の展開にも影響を及ぼしていると言える。

この影響が表れているのは、母語・継承語教育の担い手の違いである。既述の通り、ドイツでは外国籍保持者にも義務教育を課し、公教育のなかで母語や母文化へ配慮した教育を行ってきた。つまり、州ごとに各学校が主な担い手となってきた。また、出身国領事館やコミュニティの活動が補助的に位置づいている。一方の日本では、母語教育や母文化に対する教育は、大阪などの例を除き主に公教育の外で実施されるものとしての認識が強い。要するに、外国人学校やボランティアが母語・継承語教育の主体となってきたのである。

また、母語・継承語教育を後押しする法制度に関して、ドイツは欧州評議会からの監視・要請を避けられない。本研究では複言語・複文化主義について触れているが、そうした外からの圧力が、移民の母語や母文化に配慮した教育実践を考えるための外的要因となっていると言えよう。日本はこうした外部からの圧力が少ない分、母語・継承語教育を議論する土俵をもたないことが、議論の展開を遅らせている一つの原因ともいえる。

くわえて、教育制度の違いも母語・継承語教育の導入へ少なからず影響を及ぼしている。たとえば、事例としてあげたノルトライン・ヴェストファーレン州では、生徒は前期中等教育段階から、第一外国語の英語にくわえ、フランス語やラテン語を第二外国語として選択することになっている。この第二外国語の枠を母語・継承語教育へと置き換えることが比較的容易に行われているのである。また、ドイツの学校の多くは半日制であるため、放課後の時間を母語・継承語教育に利用する学校も見られる。他方、日本では外国語教育はもっぱら英語教育に注力されており、そのほかの言語を導入する時間的、マンパワー的な余裕は差し当

たりなさそうである。日本では高校入試の際に母語への配慮がなされているが、入国年数などの要件や地域差などが課題として残っている。

個人の言語能力に視点を移すと、ドイツでは子どもから成人まで一貫したドイツ語習得支援が講じられるようになり、ドイツ語の習得が何よりも最優先であることが社会的に自明視されている。この点で移民の背景をもつ当事者は、そのための努力を強いられることになる。ただしこれは、もともと身につけている母語や母文化を消し去ることを要求するものではなく、むしろドイツ語習得と平行して促進されるものである。また、旧ソ連に出自をもつ移民二世代の例で見た通り、母語・継承語の学習は個人とその家族の意思を反映するものとなっている。具体的には、移民の背景をもつ者は「母語・継承語を保持した方が良い」、あるいは、「母語・継承語を学ぶべきだ」という規範的な固定観念から脱却し、「継承する／継承しない」、「学ぶ／学ばない」という決断は各家庭に委ねられている。

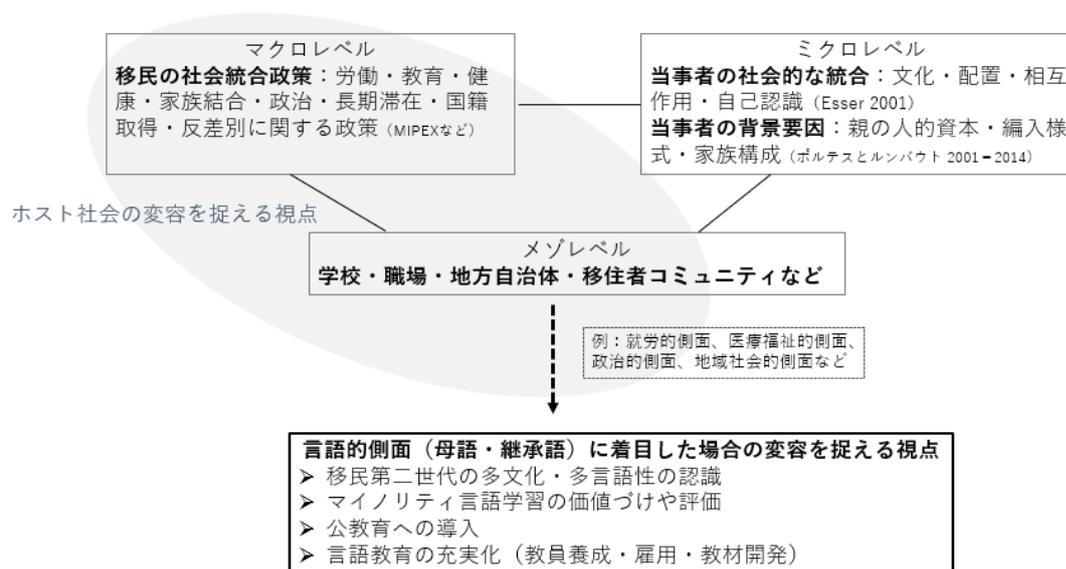
5. 研究結果から得られる示唆

本研究における、日本とドイツの移民の社会統合の現状、特に母語・継承語教育をめぐる政策と実践、その課題の考察を通じて以下の点が理解できる。すなわち、移民の社会統合では、個人による異なる文化や言語の受け止め、地域社会やエスニック・コミュニティでの対応、公教育における母語・継承語教育の制度的位置づけなど、多層的な「ホスト社会の変容」を要請するということである。

また、これまでの研究では、個人の社会統合をめぐる状態に関し、統合ないし選択的文化変容が最も恩恵をもたらすとされ、その要因として、流暢なバイリンガリズムの維持があげられてきた。しかしながら、本研究結果から言えることは、実際には、移民二世代の言語的な統合には濃淡があり、こうした二言語能力に関する程度の差を捉えるには、当事者の言語能力のみならず、当事者の言語学習に対する意識やホスト社会の学習環境の違いへの考察を要するということである。例えば、ポルテスとルンバウトやエッサーが意図しているバイリンガルの状態とは、二つの言語を同レベルで身につけることを指している。しかし、EU諸国では、複言語・複文化主義の下で、必ずしも完全な二言語性ないし多言語性のみを評価しているわけではない。すなわち、言語能力の4技能はアンバランスであっても、それぞれのレベルが客観的に評価されることにくわえ、異なる言語との接触といった言語的経験に価値が見出されているのである。

日本とドイツでの現地調査の結果では、家庭内でロシア語（あるいはポルトガル語）を使用する場合でも、学校でその言語を学ぶ機会があるにもかかわらず、「学ばない」という選択をする移民二世代とその家族の存在が確認された。一方で、特に日本で見られる例として、ポルトガル語を学ばせたいという親や、学びたいという子どもの存在が認識されているにもかかわらず、身近にポルトガル語学習の機会を得ることが難しいケースがある。こうした事実に基づくならば、ホスト社会は母語・継承語に対する異なる意向を反映しうる言語学習の場を提供できることが望ましいと言える。

図1 移民の社会統合におけるホスト社会の変容を捉える視点



出典：筆者作成。

最後に、本研究では先行研究の課題に対して図1のとおり、母語・継承語に焦点を当てたホスト社会の変容を捉える視点を提示している。移民の社会統合を理解するには、政策を重視するマクロレベルでの分析（図左上）と、当事者の目線のミクロレベルでの分析（図右上）が不可欠である。日本における移民の社会統合に関する研究においても、政策・制度的指標の整理や、階層的地位の上昇については分析が進んでいる。これにくわえて、本研究の検討のように、政策実践の場である学校、職場、地方自治体、移住者コミュニティなどのメゾレベルの視点（図中央）と、その実効性や諸課題を明らかにすることが求められる。とりわけ、移民の社会統合がホスト社会の変容を伴うことを重視する観点からは、マクロ、メゾ、ミクロの視点を包含するかたちでの対象へのアプローチが望ましい。

さらに図1では、母語・継承語教育をめぐるホスト社会の変容を捉えるための視点が示されている。一点目に移民第二世代の多文化・多言語性の認識、二点目にマイノリティ言語学習の価値づけや評価、三点目に公教育への導入、四点目に教員養成、教員の雇用の安定化と雇用機会の拡大、教材開発を含む言語教育の充実化である。これらの視点やドイツでの事例調査を通じて、移民の社会統合という概念における日本社会の変容について以下のことが言える。第一に、日本における母語・継承語教育の展開には、複言語・複文化主義の理解を深め、日本社会における複数の言語環境に生きる移民第二世代の実情を正しく把握し、日本での複言語性を認めることが肝要であるということである。第二に、マイノリティ言語の価値づけは容易ではないが、一例として、ドイツのように学習の成果を他の科目に反映させる仕組みや、学習経験の証明が進学や就職に肯定的に作用する仕組みの構築が、マイノリティ言語の社会的な承認へと繋がると考えられる。こうした社会的承認は、マイノリティ言語学習者の需要を高めるため、公教育の場での母語・継承語学習機会の提供を見据えた教員養成や資格付与の検討が期待される。これらの取り組みは、移民第二世代の社会統合に貢献するホスト社会の変容を促すと考えられる。